

厚生経済常任委員会会議録

令和7年12月18日（木）

令和7年12月18日（木）午前10時01分から厚生経済常任委員会を第一委員会室に召集した。

○ 出席した委員は、次のとおりである。

委員長	飯島 孝也		
副委員長	有賀 公子		
委員	広瀬 明弘	高畑 一幸	
	青柳 好文	高野 浩一	
	荻原 哲也	渡邊 敬介	

○ 欠席した委員

なし

○ 委員以外で出席した者は、次のとおりである。

議長 相沢 俊行

○ 説明のため出席した者は、次のとおりである。

政策秘書課長	丹澤 英樹
総務課長	志村 裕喜
財政課長	田口 俊
環境課長	土屋 典子
福祉総合支援課長	土橋 美和
介護支援課長	古屋 勇司
子育て支援課長	矢口 成彦
健康増進課長	武藤 陽子
観光商工課長	林 正樹
農林振興課長	有賀 博
建設課長	野田 一寿
上下水道課長	杉野 栄
ぶどうの丘支配人	坂本 豊
政策秘書課	廣瀬 亮

総務課	高石 宏満	樋口 透	
環境課	森 一幸	中村 俊彦	
福祉総合支援課	小倉 真		
介護支援課	村松 奈々		
子育て支援課	雨宮明日香		
健康増進課	山本 昌康		
観光商工課	岡部 英司	武藤 剛	土屋 和生
農林振興課	石原 久誠	金子 猛	
建設課	勝村 公一	田村 俊彦	名取 伸二
上下水道課	岡 紀仁	桑原 久雄	
ぶどうの丘	山下 政仁		

- 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局 書記 広瀬 拓也 星野 楓

- 会議に付された案件は、次のとおりである。

議案第79号 甲州市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

議案第94号 甲州市し尿処理場の指定管理者の指定について

議案第95号 甲州市交流保養センターの指定管理者の指定について

〔開会 午前10時01分〕

- 委員長（飯島孝也君） 初めに、議会広報編集委員会から撮影の申出があり、これを許可しておりますので、ご承知おきください。

ただいまの出席委員8人、定足数に達しておりますので、厚生経済常任委員会を開会いたします。

議長挨拶

- 委員長（飯島孝也君） 議長が見えておりますので、挨拶を受けます。
- 議長（相沢俊行君） 皆さん、改めておはようございます。

常任委員会審議、ご苦労さまでございます。付託された議案を中心に審議なされると思いますが、市民のためにぜひ慎重かつ活発な審議をよろしくお願い申し

上げます。

開 議

- 委員長（飯島孝也君）　これから本日の会議を開きます。
　本日の議題につきましては、12月5日の本会議において当委員会に審査を付託された条例案1件、その他案件2件の審査をお願いいたします。
　なお、審査終了後のその他の件につきましては、事前に質問をいただいておりますが、追加の質問がある委員は、この後の最初の休憩中に委員長へ申出をお願いいたします。

議案第79号

- 委員長（飯島孝也君）　初めに、議案第79号 甲州市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題といたします。

　当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（飯島孝也君）　説明は終わりました。
　これより質疑を行います。
　質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（飯島孝也君）　では私から、国のほうでこういうことができるような制度をつくるということで、市町村の認可事業ということでやるということですが、国がこの事業を進めてきた、そうしようとした背景など、基本的な始まりのきっかけをご説明いただけますか。

　矢口子育て支援課長。

- 子育て支援課長（矢口成彦君）　お答えさせていただきます。
　まず目的ですが、乳幼児通園支援事業制度は、全ての子どもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て世帯に対する支援を強化するという目的となっております。通常、保育所に入所するには就労要件とかございますが、今回はそういった縛りはなく、全ての家庭で支援を強化するという目的が主たる目的です。

期待する効果としましては、利用児童においては、家庭以外の人と関わる機会が得られ、物や人への興味・関心が広がり成長につながることで、保護者においては、保育者と関わることにより、孤立感、不安感の解消や保護者自身が親として成長することが効果として考えているところでございます。

以上です。

- 委員長（飯島孝也君） もう少しどういう困り事があったとか、そういうところを教えてもらいたいです。

（発言する者あり）

- 委員長（飯島孝也君） もう少し総体的な質問をしたいので、委員長を代わらせていただきます。

- 副委員長（有賀公子君） 委員長を交代いたしました。

飯島委員長。

- 委員長（飯島孝也君） 今のご説明で、もう少し背景というか、この導入するに当たって、時代の要請とか、市民からのニーズですとか、どういうものを捉えてこういう仕組みが必要だというふうに国が考え、それを市町村に認可を任せるといふようになったのかという、事例も含めて、どんな方が利用を想定されるものなのか、そこをご説明いただきたいと思います。

- 副委員長（有賀公子君） 矢口子育て支援課長。

- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えをさせていただきます。

まず、利用者の想定ですが、就労要件とかがあって基準を満たせず保育所に通えない方が、まずこれを利用できるということで、先ほど申しあげました利用ニーズですが、孤立した保育の解消、生まれて間もない0歳から、今回3歳未満ということが基準になっておりますので、その間のお子さんをご家族、例えば母親が1人で子どもを見なければならぬ、そういった方に対しての今まで保護するというようなことがありませんでしたので、例えば子どもを預けたい、基準があって保育所に預けられない、そういったニーズに対して、国のほうでは保育の就労要件とかを定めず、誰でも通えるよというニーズに対して今回創設された制度になります。

目的としましては、先ほど申しあげましたように、孤立した保育の解消というような効果を見込んでいるところでございます。

あと、一時預かりという事業もありますが、そこはお母さんとかが体調を崩した、リフレッシュしたいとか、そういった保護者の都合で一時的に子どもを預けられる制度はありますが、今回の制度につきましては、この名称のとおり、誰でも通園できるということが趣旨になっているという内容となります。

○ 副委員長（有賀公子君） 委員長を交代いたします。

○ 委員長（飯島孝也君） 委員長を交代しました。

有賀副委員長。

○ 副委員長（有賀公子君） すみません、ちょっと細かいことで申し訳ない。分からないので教えていただきたいのですが、第20条のところに余裕活用型乳児等通園支援事業とあるのですが、この余裕活用型というのが私の中で理解できていないので、教えていただきたいです。

○ 委員長（飯島孝也君） 一般型乳児等通園支援事業というのも併せて、2つ出ていますので、ご説明いただくようにお願いします。

矢口子育て支援課長。

○ 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えさせていただきます。

2つの定義についてですが、まず一般型につきましては、乳幼児等通園支援事業として、保育所とは定員を別に設け、在園児と一緒に過ごす在園児合同実施と、在園児とは別に通園事業として利用する、子ども同士で過ごすことを基本とする独立事業実施が分類されていまして、一般型は設備及び職員の基準、一時預かりと同様の基準で新たに設けなければならない基準となります。

次に、余裕型につきましては、保育所、認定こども園の保育事業の中で、空き定員の枠を活用して受入れを行う類型となっています。余裕型の基準については、保育所が入園児の受入れをできる余裕があれば、その受入れができるという形のそれぞれの類型の定義となっております。

以上です。

○ 委員長（飯島孝也君） ほかに質疑はございませんか。

荻原委員。

○ 委員（荻原哲也君） 利用者からすると非常に便利にというか、有効な制度だと思えるのですが、この条文の中で、月一定時間までの利用可能枠という表現があるのですが、こちらは事業者側のほうで設定できるのか、それとも内閣府

の基準に従って設定するのか、その辺について教えていただきたいと思います。

- 委員長（飯島孝也君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えさせていただきます。

国の基準のほうでは、今、各自治体に案内があるのが上限10時間ということで定められていますが、具体的なことにつきましては、今月末に基準のほう为国から定められる予定です。

なお、時間の上限につきましては、それぞれ事業所の状況に応じて定めていい形にはなるとは思いますが、現段階ではまだ正式なアナウンスがされていませんので、アナウンスされ次第、周知・運用を図っていきたいと考えております。

- 委員長（飯島孝也君） ほかに質疑はございませんか。

高畑委員。

- 委員（高畑一幸君） 条例の内容をお聞きしましたので、理解させていただくところですが、過去の話になるのですが、我々の幼少期の時代というのはそういう心配も全然なかったということで、最近こういうことが顕著に見られているから、こういう法令ができてきているのかなと理解をいたします。それが現在までの方法が悪かったから変えるのではなくて、今までは実直に保育できていたと我々は思います。人口も多かった、乳幼児数も多かっただろうし、我々も保育園に預けられて、親は共稼ぎで仕事をしていたという、そんな時代だったものですから、子ども心に何の不満もあつたわけではないというか、勝手に行ってたものですから、そういう問題はなかったのですけれども、この0歳から5、6歳、小学校に入学するまでの期間に、何か顕著に子どもの発育等に不備があつたとか、そういう実例が出て、こういう条例になってきたのかなというところをちょっと教えていただきたいことと、今から保育所の数、また職員の数というのが適切なのかということも、この条例の中で見直していくのか、手厚く保護されるのかということも併せて教えていただければと思います。ここになり得た背景というか、過去から見ていただいて、ちょっと教えていただければと思います。

- 委員長（飯島孝也君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えさせていただきます。

まず背景についてですが、委員がおっしゃられるように、過去におきましては、やはり子育てにおきましては、夫婦及びその両親がいらっしゃって、お母さんが

見るのが大変なときは、その祖母に見てもらおうとか、家族全体で子育てをする。保育所に通っていない方におきましては、そんな構成でお子さんを見られていた背景が過去にはあったと思います。

現在は、やはり核家族化が進みまして、どうしても若夫婦だけで、また、どちらかについては就労しなければならない。そうすると、子育てにおきましてはどちらかに負担がかかってしまう。そんなことで、なかなか地域の相談先もないというようなことがございまして、そういった背景から、そういったことを解消するために国としても考えた末、一定の上限はあるわけですが、誰でも通わせて、子どもの育ち、集団でお子さんが保育園でほかの子どもたちと交わること、そしてまたお母さんにおいてはリフレッシュ、または保育園に預けにきたときに何か相談をするとか、そういったことがこの通園制度の目的として十分効果が出るのではないかと考えています。

あと、保育士の基準についてですが、条例で実施するには事業所において、その事業を実施するだけの保育士の体制を整えなければならないことは示させていただいていますので、各事業所において、この事業に資するに当たりましては、保育士の体制等を書類で市のほうに申請していただきますので、その際に書類審査、または聞き取りを行いながら、保育士が十分に確保できているのか、適切な保育士の配置ができるのか、その辺の聞き取りを行いまして、事業を実施できるかどうか、市のほうで認可をさせていただくところです。

ただ、全国的には保育士の不足が年々厳しくなっておりますが、国では保育士の処遇改善等の制度がありますので、そういった補助制度を活用しながら引き続き保育士の確保にも努めていきたいと考えております。

以上でございませう。

- 委員長（飯島孝也君） 高畑委員。
- 委員（高畑一幸君） ご丁寧な説明を本当にありがとうございます。

全くそのとおりだと思います。過去には本当に地域と密接なつながりがあったということ、また、核家族化でもなかったということ、本当に隣近所で見合ったり、もらい乳をしたりというような、そのようなやり方でコミュニケーションができていたと思いますが、現在、本当に少子化ということの背景で、こういうことになっていったということ。本当に手厚い支援だと思いますので、これは条

例制定をぜひしていただいて、今からの子育ての皆様の負担を軽減できればと、こんなふうに思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

- 委員長（飯島孝也君） ほかに質疑はございませんか。

有賀副委員長。

- 副委員長（有賀公子君） すみません、こちらの条例にない部分で、利用料とか、これから決めるようなことというのはどういったものがあるか教えていただけますか。

- 委員長（飯島孝也君） 矢口子育て支援課長。

- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えのほうをさせていただきます。

今回は、事業所の認可に当たる条例の基準ですが、今後国で示されているのは、委員おっしゃられるように利用者の利用料、またはその利用時間、そういった実際に運用を行うに当たっての基準が国のほうから定められる予定で、あとそれに今回は補助事業ではなくて、国では給付事業ということになりますので、それに基づいた国からの給付金の内容、そういったものが今後示される予定であります。

以上でございます。

- 委員長（飯島孝也君） ほかに質疑はございませんか。

- 副委員長（有賀公子君） 委員長を交代いたします。

飯島委員長。

- 委員長（飯島孝也君） 総体的なところでいいますと、認可するに当たって、市内の事業者などいろいろあると思うのですが、候補として考えられるのが保育園とか、子育て支援センターを担っている事業者だとか、そういうところがあるかと思うのですが、甲州市の場合ですとどういうところが想定されるのかというところ。先ほど高畑委員がおっしゃったとおり、過去は地域で支援ということがあって、この仕組みというのはあまり必要とされていなかったところがあったのかもしれないですけども、甲州市として、このニーズというのはある程度、定めなくていいということではないのですが、ニーズが見込まれるのかというところですね、というのをお聞きしたい。

あと、職員というのが保育士、ちょっともしかしたら失念しているところがあるかもしれないけれども、配置する職員が保育士でなければいけないという規定がないのかというところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

- 副委員長（有賀公子君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えさせていただきます。

まず今回の事業に当たる事業所についてですが、市内8園、市内の私立の認定保育園の8園に、あとNPO法人に委託させていただきます法人1か所になります。今回、12月上旬に事業者の皆さんに意向調査をしまして、現在検討中を含めて、その中で3施設が、これに前向きに検討していただけるということでご回答いただいているところです。

なお、公立園につきましても、市内の教育・保育の基幹園としての役割もあることから、導入に向けて前向きに検討しているところです。

あと、ニーズについてですが、第3期甲州市子ども・子育て支援事業計画を本年3月に策定しまして、その中で誰でも通園制度の利用見込みを積算したところですが、令和8年度の見込みとして32人を見込んでいるところでございます。

あと、保育士でいいかどうかの点についてですが、従事事業者としまして、内閣府令で、保育士、または市町村が行う研修を修了した者を置かなければならないと定めておりますので、必ずしも保育士でなくても、研修をした方が従事者として運営を行っていくことは可能となっております。

以上でございます。

- 副委員長（有賀公子君） 飯島委員長。
- 委員長（飯島孝也君） すみません、私のほうからもう一点だけ。

管理者的な立場の人が保育士でなければならぬみたいな規定はあるのでしょうかということ。あと、先ほど一時預かりということもお話に出たと思うのですが、この誰でも通園制度が導入されると、一時預かりとちょっと違いが分からないというか、あとは、保育園に通園できなかった方とか、そういう方もこの誰でも通園制度というのですかね、例えば行きたい保育園に定員がいっぱいで入れなかったとか、途中の入園で入れなかったとか、そういうことも考えられる、そういう方も利用できるような見込みなのでしょうか。

- 副委員長（有賀公子君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えさせていただきます。

まず入園児等通園支援従事者ということで、職員につきましては、先ほど申し上げましたとおり、従事者として保育士、または市町村が行う研修を修了した者

という形での縛りになっていますので、必ずしも管理者が保育士でなければならぬということの制限はございません。ただ、研修は受けていただくことになっております。

また、こども誰でも通園制度と一時預かりの違いですが、まず目的が、こども誰でも通園制度では、子どもの育ちを支えること、家族では得られない経験を通して子どもの成長や社会性を育むことが目的で、一時預かりにつきましては、保護者の都合で、例えば体調不良、リフレッシュ、用事など、一時的に子どもを預けるための支援制度、ここに違いがございます。

あと、対象年齢についてですが、こども誰でも通園制度につきましては、生後6か月から3歳未満の未就園児、あと一時預かりにつきましては、生後6か月から就学前までの子どもとなります。

(発言する者あり)

- 子育て支援課長（矢口成彦君） すみません、お答えさせていただきます。
保育園に入れなかった方につきましては、一時預かりもこども誰でも通園制度でも就労要件はございませんので、両方同条件になります。
- 副委員長（有賀公子君） 委員長を交代いたします。
- 委員長（飯島孝也君） 広瀬委員。
- 委員（広瀬明弘君） 令和8年度が32人の見込みというところがありますが、これは他市の方でも、どういう方でも誰でも通園は可能なのでしょうか。こっちに勤めていなくてはいけないとか、親がこちらにいるとか、何かそういう条件がございますか。
- 委員長（飯島孝也君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えをさせていただきます。
特に条件はございません。ただ、想定されるのが里帰り出産とかそういったもので、甲州市の誰でも通園を利用していただくと、そんなことは想定をしているところがございます。
- 委員（広瀬明弘君） 各市で許可を取っているところであれば、定員がオーバーしてしまっても、そちらであれば行けるということですね。
- 委員長（飯島孝也君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えをさせていただきます。

そのとおりでございます。

- 委員長（飯島孝也君） 高畑委員。
- 委員（高畑一幸君） 今のお話で、本当に手厚いと思います。本当に他市、県外からの里帰り出産等もございまして、それも受け入れていただけるということは本当にありがたい限りですが、今ちょっと話が出たのですが、現状の保育所運営等に関していろいろの齟齬が見られないかとか、偏りがでないかとか、ちょっとそういうところも懸念されるかと思いますが、そのところはお考えでしょうか。

- 委員長（飯島孝也君） 矢口子育て支援課長。

- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えのほうをさせていただきます。

今、国のほうで想定していますが、やはりこの制度、おっしゃられるように誰でも通園制度という名称にはなっていますが、利用上限が示される予定でして、月10時間、これが標準になるのかなと考えておりますので、その辺が通常の保育、年間を通して預けられるものと、誰でも通園制度では上限が10時間となる。その辺がメリット、デメリットとなると考えております。

- 委員長（飯島孝也君） すみません、一時預かりというのは上限があるのでしょうか。

矢口子育て支援課長。

- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えさせていただきます。

1回の最大時間が8時間までで、月に15日程度までが利用可能です。

- 委員長（飯島孝也君） ほかに質疑はございませんか。

渡邊委員。

- 委員（渡邊敬介君） 職員の確保とかそういったものは市のほうで制度設計を呼びかけるのでしょうか。また、その職員の確保の目途とかはしっかりついた状態でこれを進めようとしているのでしょうか。

- 委員長（飯島孝也君） 矢口子育て支援課長。

- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えのほうをさせていただきます。

今回の本条例で定めさせていただく中に、先ほど私のほうで申し上げさせていただきました一般型と余裕型がございまして、12月の初旬に聞き取り調査を行ったところ、一般型で申し込む事業者はございませんでした。あくまで今いる人員、余裕がある中でこの事業を導入したいという意向の中で進めておりますので、特

に市のほうから保育士の増とか、あとは当然、私どもの公立保育所におきましても余裕型、受入れの容量を見ながら導入させていただく、そのような方向で考えているところです。

- 委員長（飯島孝也君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（飯島孝也君） 議案第79号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第79号については、原案のとおり可決すべきものと決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（飯島孝也君） ご異議がないので、さよう決しました。

議案第94号

- 委員長（飯島孝也君） 次に、議案第94号 甲州市し尿処理場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（飯島孝也君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

荻原委員。

- 委員（荻原哲也君） 今回、委託先で株式会社メイキョーさんが上がっているのですが、実際この業務に関しまして、別の業者というのでしょうか、相見積りのような形というのでしょうか、そういった業者の方はあったのかどうか。具体的なお名前はなくても結構なのですが、あったかどうか教えていただきたいと思えます。

- 委員長（飯島孝也君） 土屋環境課長。

- 環境課長（土屋典子君） お答えいたします。

5月26日に公共施設活用等検討委員会におきまして、非公募の方針を決定しました。それにつきまして、非公募なので、相見積り等はしておりません。1者の

みということです。

- 委員長（飯島孝也君） 萩原委員。
- 委員（萩原哲也君） 引き続きすみません。

今、非公募の方針ということの中で、別の業者の方については選定がなかったということなのですが、その非公募の理由をもう一度改めて教えていただけますでしょうか。

- 委員長（飯島孝也君） 土屋環境課長。
- 環境課長（土屋典子君） 甲州市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条において、指定手続の透明性が確保される場合、公募によらず選定することも可能であることから、5月26日の公共施設活用等検討委員会において、当課のほうで説明して、非公募となりました。

その理由について申し上げます。株式会社メイキョーは、当該施設の指定管理者として平成23年度から運営に従事しておりまして、令和7年度で15年目、第3期目を迎えております。し尿処理場の業務は市と指定管理者とで共有してきた施設運営の知識と技術の代替は、ほかの事業者には難しく、また、し尿処理は市民生活に欠かせないものとして、処理が継続かつ確実に実施されることが何よりも優先されるため、これまでの実績等を考慮して、株式会社メイキョーに運営してもらうことが今後も安定した運営につながるということで、また、株式会社メイキョーは施設内のLED化や施設の電力供給会社を変更し、電気料金の削減を図るなど、ランニングコストの低減に努めており、また、施設及び周辺環境保全の取組として、植栽管理や道路清掃を行い、大変近隣住民とも良好な関係を築いていただいております。そういった点から、市への貢献度が高く、今後も期待できることから、それを理由とさせていただきます。

以上です。

- 委員長（飯島孝也君） 萩原委員。
- 委員（萩原哲也君） 今の説明で承知いたしました。15年という長い期間であることや、その実績も評価された。その上に企業努力もされているというところも評価基準としてあるところと理解しましたので、今回の非公募ということにつきましては理解させていただきました。ありがとうございます。
- 委員長（飯島孝也君） ほかに質疑はございませんか。

高畑委員。

○ 委員（高畑一幸君） 施設の中で、今回ポンプの修理等があったわけですが、かなり高額な修繕になります。ただ、乙が修繕する上限というのがありますよね。あれがかなり大きく見積もられていると思いますので、これについて、今後またそういう修繕が発生するような期間の想定と、また金額等の予算が出ているかどうかちょっと教えていただけますか。

○ 委員長（飯島孝也君） 土屋環境課長。

○ 環境課長（土屋典子君） お答えします。

株式会社メイキョーより脱水汚泥の搬出の設備、ベルトコンベヤーがございますが、そちらが不具合を生じておりますので、更新をさせていただきたいということで、新年度予算のほうに工事設計を計上させていただいて、議決された場合においては、令和8年度で工事設計を行いまして、令和9年度で本格的な工事を進める予定でおります。

工事期間につきましては、一番利用度が低い11月ぐらいをめぐりに1か月、これも工事設計をしてみないと分かりませんが、利用に支障がない程度の期間で工事のほうは進めてまいりたいと思っています。

○ 委員長（飯島孝也君） 高畑委員。

○ 委員（高畑一幸君） 承知しました。

それと、指定管理期間中にまた再度そのような不具合が起きた場合の対処法等は、ほかの別の場所でもあると思うのですが、そのような想定はされているのかお聞きします。

○ 委員長（飯島孝也君） 土屋環境課長。

○ 環境課長（土屋典子君） すみません、修繕費のほうに上限額を設けておりますので、一応150万円未満が指定管理者のほうで行うということで、それ以上になった場合においては、市のほうで修繕をさせていただくように協定のほうはなっております。

○ 委員長（飯島孝也君） 高畑委員。

○ 委員（高畑一幸君） そこで見込まれる新たな破損とか不具合とかが起こるような箇所等があるのか、この5年間のうちに。そういうのもちょっとお聞きしておきたいなと思ひまして。

- 委員長（飯島孝也君） 土屋環境課長。
- 環境課長（土屋典子君） 大変失礼しました。

今のところ申出はないのですが、それぞれ小さい不具合があるのは指定管理者のほうで修繕しておりますので、特にベルトコンベヤー以外のことは言われておりません。

- 委員長（飯島孝也君） ほかに質疑はございませんか。
- 副委員長（有賀公子君） 委員長を交代いたします。

飯島委員長。

- 委員長（飯島孝也君） 2点質問させていただきます。

まず、今度新たに指定管理を継続するという事になると、令和8年度からということになると思うのですが、初年度の指定管理料をどの程度見込んでいるのかということ。

あともう一点は、先ほど、当面修繕等の予定はないということですが、修繕計画などは、この指定管理を継続される際に、事業者から聞き取ったりとか、事業者が計画をしたりということはあるのでしょうか。

- 副委員長（有賀公子君） 土屋環境課長。
- 環境課長（土屋典子君） お答えします。

令和8年度の金額、指定管理料ですが、4,050万円となっております、それが限度額となっております。

続いて、修繕管理計画のことについてですが、検査をした結果、修繕があれば修繕をするということなので、検査項目においては、修繕が発生した場合には修繕をするということになっています。基本的には検査をした後に出てくれば修繕をするというような感じになっていますので、特に先ほど申し上げたベルトコンベヤー以外について、大きな修繕は指定管理者のほうからは言われておりません。

- 副委員長（有賀公子君） 飯島委員長。
- 委員長（飯島孝也君） 検査というのは、メイキョーのほうでするわけではなくて、何か第三者的なところが検査をするという形で、それとあと何年ごととか、そういう検査のペースみたいなものもあるのですか。
- 副委員長（有賀公子君） 土屋環境課長。
- 環境課長（土屋典子君） お答えします。

検査は外部委託になりますので、今、件数を申し上げます。法律に基づいた検査が5件、し尿処理で定めた調査、分析、点検等が14件ありますので、それを毎年度検査していくことになります。

○ 副委員長（有賀公子君） 委員長を交代いたします。

○ 委員長（飯島孝也君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○ 委員長（飯島孝也君） 議案第94号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第94号については原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 委員長（飯島孝也君） ご異議がないのでさよう決しました。

ここで10分程度休憩をしたいと思います。再開を11時5分といたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時07分

○ 委員長（飯島孝也君） 再開いたします。

議案第95号

○ 委員長（飯島孝也君） 次に、議案第95号 甲州市交流保養センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

○ 委員長（飯島孝也君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

渡邊委員。

○ 委員（渡邊敬介君） 前回の指定管理期間が3年ということで、今度5年の指定管理期間を設けた何か理由を教えてくださいませんか。

○ 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。

○ 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

現在は令和5、6、7と3年でございますけれども、今回につきましては、甲

州市の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第8条において5年以内と定められております。これが基本となっておりまして、5年としたところでございます。その理由としましては、指定管理者側の機材等の購入、リース、また人材の確保、あと雇用の安定化等を考慮いたしまして、5年間とさせていただきます。

- 委員長（飯島孝也君） 高畑委員。
- 委員（高畑一幸君） 今回また来年度から、現行の株式会社大菩薩が指定管理者ということに決定をしたそうですけれども、この指定管理者の選定の結果等が公表されていると思うのですけれども、どんな状態だったのか、競合相手がいらしたのかとか、そういうことが分かりましたらちょっと教えていただければと思います。
- 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えをいたします。

選定の経過につきましては、先ほども環境課長からもお話がありましたけれども、5月と7月の庁内会議、公共施設活用等検討委員会におきまして、更新予定の施設、大菩薩の湯の今後の方針、仕様書等を提案させていただいたところでございます。その後、7月28日に甲州市指定管理者候補選定委員会の第1回目が開かれまして、その中で公募、募集内容の要領、仕様書、選定方法、また選定基準等が承認をされたところでございます。

その後、8月1日に告示を行いまして、当施設におきましては公募でございましたので、募集をかけさせていただきまして、9月17日までの期間に募集をかけまして、複数の応募がございました。具体的には2者の応募がございました。

10月2日に第2回目となります指定管理者候補選定委員会が開かれまして、その中で申請書の書類審査、また申請者のプレゼン、ヒアリング等を行いまして、当該の事業者に決定したというところでございます。

- 委員長（飯島孝也君） 高畑委員。
- 委員（高畑一幸君） 選定内容とかの詳しい結果とか、そういうことは公表できますか。
- 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

先ほど申しましたとおり、この選定につきましては、指定管理者候補選定委員会のほうを開催してございますので、私ども所管ではございませんので、詳しい内容についてはお答えしかねます。

(発言する者あり)

○ 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。

○ 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

追加ですみません。今、公表されておりますものが、市のホームページのほうで選定結果が10月9日付で出されてございます。交流保養センターにつきましては、指定管理者の名称が株式会社大菩薩で、令和8年4月からの5年間、選定理由につきましては、選定基準並びに特定の採点基準を満たしているため、得点が1,800点中の1,360点、次点者の得点が1,258点というのは公表してございます。

以上でございます。

○ 委員長（飯島孝也君） ほかに質疑はございませんか。

高野委員。

○ 委員（高野浩一君） ちょっと数字のところで確認をさせていただきます。利用者数なのですけれども、令和5年度と6年度の比較で9,245人増えていますという数字があるのですが、これは何人が何人になったのですか。

○ 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。

○ 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

昨年度が9,245人の増加の部分でございますが、これは令和5年度と令和6年度の比較でございます。令和5年度が4万6,331人で、令和6年度が5万5,576人でございます。

○ 委員長（飯島孝也君） 令和7年度の見込みはわかりますか。追加の確認です。

林観光商工課長。

○ 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

本年度につきましては、上半期4月から9月までの利用者数につきましては2万9,197人でございます。ちなみに昨年同時期、令和6年の4月から9月までの利用者数が3万19人でございますので、前年比で約97%になってございます。

以上でございます。

○ 委員長（飯島孝也君） 高野委員。

○ 委員（高野浩一君） 今の9,245人の増加で、対前年比で19%、人数的にそうですね。収支でいくと、ちょっと私計算していますが、伸び率が14%、ともに伸びているのですよね、5年度と6年度を比較して。この伸び率の主たる要因は何と分析していますか。

○ 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。

○ 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

今、高野委員にご指摘をいただいたとおり、集客数が増えてございますので、その入浴料金が増になった部分が一番大きいというふうに分析してございます。

○ 委員長（飯島孝也君） 高野委員。

○ 委員（高野浩一君） すみません、ちょっと聞き方を変えますね。増加になったから収支も増加したのですけれども、お客さんが増加した理由を伺います。

○ 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。

○ 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

令和5年度は、株式会社大菩薩が初年度であるためになかなか満身に広報活動等も行えなかったのかなというところがございます。また、令和6年度は企画展等も開いていただいております、登山家に関するような企画展等も行ってございますので、そういった指定管理事業者の創意工夫もあって、利用者が伸びたというふうに感じてございます。

○ 委員長（飯島孝也君） 高野委員。

○ 委員（高野浩一君） ありがとうございます。

収支のところでは令和5年度が、数字丸めますけれども、マイナス850万円、令和6年度がマイナス530万円と改善方向にはあるのですけれども、最後の年度の令和7年度はどんな予想をしていますか。

○ 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。

○ 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

本年度につきましては、まず、昨年度から本年度で利用料金のほうも一番多い3時間の市内の券が310円から370円に値上げをしてございます。そういった影響もありますので、先ほど申しました入浴者数は前年度比97%となっておりますが、同程度以上の収入があるのではないかとこのところ分析をしております。ただ、ここから12月、1月先が例年入浴者数も減る傾向にございます。

ので、それがどの辺まで抑えられるのかなというところを注視しているところでございます。

- 委員長（飯島孝也君） 高野委員。
- 委員（高野浩一君） 公共の施設の運営なので、単にマイナスの収支だから良いか悪いかの判断は難しいのだと思うのですけれども、マイナス500万円と令和7年度も、恐らく収支という面では、プラスにはならないのだろうと思いますが、この施設の今後の考え方として、3年前もそうですし、その前の指定管理を選定するときもそうですけれども、議会側からは譲渡という案も、話を出したと思うのです。今、担当課として、民間譲渡というのをどんなふう考えていらっしゃいますか。
- 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

前の議員さんになりますけれども、厚生経済常任委員会のほうでも何度か所管事務調査をしていただきまして、民間譲渡についてのご意見も承っております。その中で、担当課といたしましては、まず、温泉施設はどのような位置づけかというところでございますが、この後、その他で質問もいただいておりますが、山岳観光に関して、大菩薩をはじめとした山岳観光にも、あそこに大菩薩の湯があるということが非常に大きなメリットになっていると。観光資源の一つであるというふうに感じております。また、観光振興計画を策定した際にも、首都圏の方500名にアンケートを取ってございますが、その中でもやはり甲州市の魅力の中のトップ5には、温泉というものが上がってきてございます。それを楽しみに訪れる方も多いということでございますので、せっかく今まで運営してきました大菩薩の湯ですので、また山の反対側の天目山温泉も含めてですけれども、大切にしながら観光振興を図っていきたいというふうに考えてございます。

ただ、さきの厚生経済常任委員会の所管事務調査の中でも、温泉があるということはいいのだけれども、経費の問題等も考えると、民間譲渡をしても温泉があればいいのですよねというところがありましたので、そこについては、課内でも議論等もしてまいりましたけれども、なかなかすぐに民間譲渡というわけにもいきません。と申しますのは、今、料金改定等も、議会を通していただいて、来年度もまた俗に言う値上げをさせていただきますけれども、今言いましたように指

定管理料も払う中で、また修繕費もかかる中で、公費で負担しておりますので、その部分を丸々民間譲渡で民間に負担してもらうというのはなかなか難しいところがあるとは考えてございます。

ただ、議会からも民間譲渡について、もう少し真摯に検討するべきではないかというご意見もいただいておりますので、来年度から、まずは私どもで例えば先進地を視察するなど調査させていただいて、民間譲渡をしてうまくいった市町村の同じような温泉施設、また、うまくいかなかった施設もこちらでリサーチはしてございますので、そういったところもまずは調査をさせていただいて、今度ここで5年間の指定管理期間をいただきますので、それを我々は猶予期間と捉えさせていただきます、その間にはきっちり考えをまとめさせていただいて、公共施設の個別施設計画のほうでは、もちろん民間譲渡になってございますので、しっかり考えをまとめさせていただきたいと思っておりますので、まずは来年度、勉強させていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

- 委員長（飯島孝也君） ほかに質疑はございませんか。
- 副委員長（有賀公子君） 委員長を交代いたします。

飯島委員長。

- 委員長（飯島孝也君） 大菩薩の湯の指定管理の検証結果報告書というのを見させていただいているのですが、評価のところ、評価の観点で、事業の運営は4、施設の維持管理は3と、収入支出が2というところで、それを総合的に評価して妥当というふうになってはいますが、収入支出の部分で、前回指定管理をしたときの際にも今やっている大菩薩の湯の方から、視察をして説明をいただいたりとか、こういう収入源をつくっていききたいとかという収支の計画があったと思うのですね、当初の。この評価を見ると、当初の収支計画と比較するとマイナス方向に大きな乖離が出てしまったという評価になっています。それで2というふうになっています。継続するに当たっても、本当に実現の可能性の高い収支計画とか事業計画というものをやっていかないといけないと思います。

実際に当初の収支計画とか事業計画というものを見ると、実行できていないものがあると思うのです。実行したとしても、収支改善につながっていない事業みたいなものがある、それは指定管理料と利用料の中で事業者が決めていろいろ

できること、自由度があるところがあると思うのですけれども、評価する側として、それで管理を任せる側として、やはり適切な事業計画であったり、収支計画というものを事業者につくってもらうように求めていかなければいけないと思うのですが、もう終わるこの3年の間に、担当課として、この収支計画や事業計画、この実行具合とかということをどう評価しているのか伺いたしたいと思います。

- 副委員長（有賀公子君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

この2年半余りの株式会社大菩薩の運営につきましては、当然、先ほど高野委員からもご指摘ありましたように、収支には、令和5年度もマイナス850万円で、昨年度がマイナス520万円ほどのマイナスがでております。当然、指定管理事業者がこのマイナス部分は背負っていく部分でございまして、指定管理事業者としてもこれはもちろん本意でないわけでございまして、です。私どもの担当課と、もちろん毎月のモニタリングを通じて改善点等はお互い見いだしてございまして、創意工夫もお互いしているところでございまして、まだ収支に関しては、今年度についてもそのままプラスになるかどうかは全く不透明でございましてけれども、株式会社大菩薩においては、来年度以降も5年間やるという意思を公募で示したわけでございまして、しっかり計画をつくった中で、経費削減等も努めた中で、プラスに転じるように努めていきたいというふうには考えてございまして。

- 副委員長（有賀公子君） 飯島委員長。
- 委員長（飯島孝也君） 本来であれば、ここで事業計画ですとか収支計画ですとか、そういう次期を見通した計画みたいなものが欲しいところです、本当は。それで実際に継続すべきなのかどうかということもやらなくてはいけないのですけれども、今日は資料が出ていまして、今から出してくれといっても出ないでしょうから、まだまとめていないようなお話のようなので、ぜひそれは継続するにしても、出していただいて、しっかりとそれも議会としても収支計画ですとか事業計画というものを評価していかなければいけないし、モニタリングもしていかななくてはいけないと思いますので、お願いいたします。いかがでしょうか。
- 副委員長（有賀公子君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

今、現在までの話とここから将来までの話とございますけれども、今こちら議

案で上げさせていただいております議案第95号の関係につきましては、来年度からの部分につきましてはの部分になりますので、その事業計画につきましては、当然、先ほどの選定委員会のほうへ提出されました中に収支計画等もございますので、その中で選定委員会が判断をされたものというふうに担当課としては承知をしております。

- 副委員長（有賀公子君） 飯島委員長。
- 委員長（飯島孝也君） それは頂けるものなのですか、実際に出ているということであれば。
- 副委員長（有賀公子君） 休憩いたします。
休憩 午前11時32分

再開 午前11時34分
- 副委員長（有賀公子君） 再開いたします。
丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。
先ほどの計画の部分についてなのですが、指定管理者の申請書の中にその資料がございます。その部分についてはお渡しすることができると判断いたしますので、お渡しいたします。よろしいでしょうか。
- 副委員長（有賀公子君） 資料の配付を許可いたしてよろしいでしょうか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 副委員長（有賀公子君） お願いいたします。
休憩いたします。
休憩 午前11時35分

再開 午前11時44分
- 副委員長（有賀公子君） では、再開いたします。
飯島委員長。
- 委員長（飯島孝也君） 今、収支計画書をお出しいただきました。数字を見るだけではなかなか分からないので、事業計画書等が出るようであれば出していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○ 副委員長（有賀公子君） 丹澤政策秘書課長。

○ 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

当然、申請の際に事業計画書自体もこちらのほうに提出はいただいているものでございますけれども、これは選定委員会用に業者が作成して出してきたものでございまして、また、選定の終了した後は、選定委員さんからも回収をさせていただいているものでございますので、公に公開させていただくのは控えさせていただきます。

○ 副委員長（有賀公子君） 委員長を交代いたします。

○ 委員長（飯島孝也君） 委員長を交代いたしました。

ほかに質疑はございませんか。

青柳委員。

○ 委員（青柳好文君） ちょっと別な質問になりますけれども、今まで3年間、あと来年の3月で3年目が終了するわけですけれども、それまでの3年間で大菩薩の湯の施設で、大規模な管理者がやる修繕というのが30万円程度ですけれども、それ以上のものをかなりやってきたと思うのですけれども、今後その5年間で施設に対して、建物を含めて、大体その5年間で今予想できるような修繕等があるのかないのか、その辺をちょっと担当課で分かれば教えていただければなと思います。

○ 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。

○ 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

以前の委員会でもお答えをさせていただいたと思いますけれども、5年間で約8,000万円の修繕費を今のところ見込んでございます。

○ 委員長（飯島孝也君） 青柳委員。

○ 委員（青柳好文君） 具体的なそのものがどういったものかというのをちょっと詳しく教えていただければ。

○ 委員長（飯島孝也君） 休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時50分

○ 委員長（飯島孝也君） 再開いたします。

林観光商工課長。

- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

向こう5年間の修繕計画等につきましては、委員会にも所管事務調査の際に提出させていただいておりますが、一番支出が大きくなるのは令和10年度を見込んでございます。主なものとしましては、外壁の改修でありますとか電気設備、あとはボイラーの更新等が金額の大きいものとなっております。

以上でございます。

- 委員長（飯島孝也君） 青柳委員。
- 委員（青柳好文君） 分かりました。前の所管事務調査のときの資料を今確認しまして、申し訳なかったです。

この辺の令和10年にかなりの工事が集中すると思うのですけれども、利用者等に迷惑がかからないような状況でやっていくと思うのですけれども、その辺の配慮はどういうふうにしていくのですか。

- 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

計画上は令和10年度に工事が集中してございますが、これはある程度平準化できないかとか、後ろに送れないかとか、先に直すものはないかということはまた随時検討は進めてまいります。また、利用者の方にはご迷惑がかからないような形で修繕等を行いたいというふうに考えてございますので、その辺、もしやむを得ないような場合については臨時休館の措置等があるかもしれませんけれども、できるだけ利用者の方にはご迷惑、ご負担をかけないような形で修繕、改修等を行いたいと考えてございます。よろしく申し上げます。

- 委員長（飯島孝也君） 青柳委員。
- 委員（青柳好文君） 分かりました。ありがとうございます。
- 委員長（飯島孝也君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（飯島孝也君） 議案第95号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第95号については原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（飯島孝也君） ご異議がないので、さよう決しました。

なお、陳情について、当委員会に送付されている陳情がございます。資料の配付を委員の皆さんにしているところです。ドライブを確認いただいて、陳情のほうをご確認ください。議長のほうからは、紹介するようということでお話をいただいていますので、ご承知ください。よろしく申し上げます。

以上をもって当委員会に付託された事件は全て審査を終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

その後、その他の件に入ります。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

- 委員長（飯島孝也君） 再開いたします。

その他の件について

- 委員長（飯島孝也君） それでは、その他の件について、これより質疑を行います。

最初のその他の質問、私からですね。

厚生経済分野の公共施設の存続・廃止などの進捗状況についてお尋ねします。

土橋福祉総合支援課長。

- 福祉総合支援課長（土橋美和君） 飯島委員のご質問にお答えいたします。

本市では平成28年3月に公共施設等総合管理計画を、また、令和2年3月には個別施設計画を策定しまして、令和3年度には、総務省の指針に基づき総合管理計画の改訂を行っております。よって、各課において所管する公共施設等においては、本市ホームページにも公開されております。この管理計画の方針に基づき、マネジメントを進めているところであります。

委員ご質問の厚生経済分野の課において現在個別施設計画で管理している公共施設、84施設でございます。部門全課にまたがっていることから、各課から所管及びその進捗を報告させていただきます。

なお、何分、件数が多いことですので、計画において30年間、存続とされている以外の方針となっている施設のみ、現在の進捗状況や予定についてご説明させ

ていただく形でご了承いただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

まず、福祉総合支援課で所管する公共施設について、勝沼健康福祉センター、救護施設鈴宮寮、そして子ども家庭障害者支援センターの3施設でございます。計画において、勝沼健康福祉センターについては指定管理者制度を活用しまして、現在は甲州市社会福祉協議会を指定管理者として存続するとしておりますが、その他2施設については民間譲渡の方針としております。

そのうち救護施設鈴宮寮は、現在、社会福祉法人光風会を指定管理者として運営しておりますが、来年3月末をもって指定期間が満了となることに当たりまして、既に公募型プロポーザルを経て、改めて光風会を譲渡先と決定しまして、契約も済ませ、来年度から譲渡し、民営となる運びとなっております。

なお、子ども家庭障害者支援センターにつきましては、令和9年度に民間譲渡の方針で、今後協議検討をしていく予定であります。

福祉総合支援課からは以上です。

- 委員長（飯島孝也君） 土屋環境課長。
- 環境課長（土屋典子君） お答えします。

環境課で所管する公共施設は、甲州市し尿処理場のみです。公共施設等総合管理計画におきまして、甲州市し尿処理場は存続の方針としております。その施設管理、運営は指定管理制度を導入し、また、その指定管理者については、先ほどご説明させていただいたとおりです。

今後も適切な機器の更新、修繕を行いまして、施設の長寿命化を図ってまいります。

以上です。

- 委員長（飯島孝也君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えいたします。

子育て支援施設の存続などの状況につきましてですが、まず、公立保育所につきましては全6施設が本市公共施設等総合管理計画内で令和28年に廃止される予定であり、うち大藤保育所及び神金保育所は令和6年度末に閉鎖され、現在解体設計が本年12月末までに完了し、新年度予算に解体費を計上し、令和8年度内の解体完了を目指しております。

一方、児童・幼児施設では6施設のうち塩山南児童センター、東雲ふれあい児

童館が存続予定、塩山北、菱山、祝ふれあい親子館は移転方針、塩山西児童センターは廃止の予定です。現在、移転に関しては具体的な協議はいたしておりませんが、各施設で不具合が生じた際には適宜修繕等を行い、機能維持管理に努めております。

- 委員長（飯島孝也君） 古屋介護支援課長。
- 介護支援課長（古屋勇司君） お答えいたします。

介護支援課で所管する公共施設は、大和デイサービスセンター1施設のみです。平成23年度から株式会社やさしい手甲府が指定管理者となっており、大和地域唯一の通所介護施設として運営を行っております。総合管理計画においては民間譲渡の方針とされております。建設から20年以上経過し、施設の老朽化も進んでおりますので、修繕、改修を行いながら、利用者へのよりよいサービス提供ができる施設の維持に努めてまいります。

- 委員長（飯島孝也君） 武藤健康増進課長。
- 健康増進課長（武藤陽子君） お答えいたします。

健康増進課が所管する公共施設につきましては、塩山保健福祉センター、大藤診療所、甲州市立勝沼病院の3施設となります。計画では全ての施設が存続の方針となっております。

各施設の状況であります。塩山保健福祉センターは、本市の保健福祉の活動拠点施設であり、平成5年建築の経過年数32年、大藤診療所は市の直営診療所で平成2年建築の経過年数35年、勝沼病院は指定管理施設でありまして、現在、公益財団法人山梨厚生会に指定管理者をお受けいただいておりますが、一番古い部分が昭和59年建築の経過年数41年となっております。

各施設とも建築から30年以上が、経過しており老朽化は進んでおりますが、修繕及び小規模な改修で対応しております。今後も小規模改修等を行いながら施設を維持していくとともに、市全体の状況を踏まえまして、必要な時期に大規模改修や施設の更新を行ってまいります。

- 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） 観光商工課からお答えをさせていただきます。

当課で所管します公共施設につきましては、観光施設全般でございます。

まず、指定管理施設につきましては、先ほどご丁寧な審議をいただきました大

菩薩の湯のほかに道の駅甲斐大和、やまと天目山温泉、日川溪谷レジャーセンターがございます。

道の駅甲斐大和につきましては、株式会社エープレイス、やまと天目山温泉及び日川溪谷レジャーセンターにつきましては株式会社栄和交通が指定管理事業者となりまして、3施設とも令和6年度からの5年間につきまして管理期間となっております。

次に、甲斐の国大和自然学校につきましては、令和6年4月から休止をしており、今年度末の廃止に向け、3月議会での条例改正案の上程を予定しております。

この指定管理施設や自然学校以外の施設としましては、観光用の公衆トイレを上日川峠の公衆トイレ、勝沼ぶどう郷駅前公園トイレ等、市内全域で23か所管理をしておりまして、この個別施設計画に基づきまして、存続・統合・廃止の方向性で検討を行いながら、現在管理をしております。

以上でございます。

- 委員長（飯島孝也君） 有賀農林振興課長。
- 農林振興課長（有賀 博君） お答えいたします。

農林振興課では8件の施設を所管しております。

大久保平親水公園、木工芸館については廃止、大久保緑の交流館は地域移管となっておりますが、地域の実情も踏まえ一体的な方針を検討しております。また、菱山営農センターは地域移管、大志戸林道にあります展望台については廃止となっております。森林自然の家、小佐手水辺公園、牛奥みはらしの丘トイレについては存続のまま検討しております。

農林振興課からは以上です。

- 委員長（飯島孝也君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

建設課で所管する公共施設は、まず公営住宅として上塩後住宅ほか10施設、公園施設として於曾公園ほか7施設、市内3駅の塩山駅北口トイレのほか3か所、市営駐車場、駐輪場として、塩山駅南口駐車場ほか1か所あります。公共施設等総合管理計画においてそれぞれに民間譲渡、存続、統合及び廃止の方針としています。

進捗状況につきましては、存続以外、現在はございません。

なお、環境センターにつきましては、予定どおり解体となり、現在、当課において「こびっとひろば」として工事進捗中であります。

今後、適切な時期に更新や改修の対応を行ってまいります。

- 委員長（飯島孝也君） 杉野上下水道課長。
- 上下水道課長（杉野 栄君） 上下水道課です。よろしくお願いします。

上下水道課では、下水道事業及び水道事業を公営企業として所管をさせていただいております。

水道事業につきましては、水道施設を152か所、取水施設、浄水場、配水池、井戸、ポンプ施設等がございます。そのほかに水道管を169キロございまして、その他水道メーター等1万7,000基の設備を管理させていただいております。

方針としましては、管路や施設を良好な状態に保ちながら今後も存続し続けるという方針でございまして、整備や耐震化につきましては、令和7年2月に見直しを行いました甲州市水道ビジョン経営戦略に基づき進めていく予定であります。

次に、下水道施設につきましては、施設としては単独処理場として大和浄化センターの下水道処理場を持っております。そのほかに下水道管路を158キロございまして、マンホール等も7,113か所、市設置型の浄化槽も下水道事業と一緒にさせていただいておりますが、これが552基ございます。

両施設とも施設は存続する予定でございまして、令和6年11月に改定しました甲州市下水道事業経営戦略やストックマネジメント計画に基づき、更新や整備を行っていく予定でございます。

上下水道課からは以上でございます。

- 委員長（飯島孝也君） 坂本ぶどうの丘支配人。
- ぶどうの丘支配人（坂本 豊君） お答えいたします。

ぶどうの丘といたしましては、条例上、3施設を維持管理しているところでございます。こちらの施設につきましては、全て存続の施設になっておりますので、今後も適正な維持管理に努めてまいりたいと思います。

- 委員長（飯島孝也君） この件に関して質問、確認等ございましたらお願いいたします。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

- 委員長（飯島孝也君） では、この質問については打ち切り、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、荻原委員から環境課に追加の質問がありますので、よろしく願います。

- 委員（荻原哲也君） よろしく願います。

昨日の飯島議員のゼロカーボンの質疑の中にもありましたけれども、その中で課長さんが答弁された大和町、木賊、焼山沢で実施されております小水力発電事業の現状の進捗状況についてお尋ねしたいと思います。お願いいたします。

- 委員長（飯島孝也君） 土屋環境課長。
- 環境課長（土屋典子君） お答えします。

現在、事業者でありますマルシン石油株式会社による周辺地域の住民、発電設備の隣接予定の地権者11名に対しまして相談会を本年5月に開催しました。また来年3月に相談会を予定しております。

工事の進捗状況につきましても、その相談会の中で示されると思いますが、私ども市のほうで確認している点としては、令和10年4月から運用開始としております。

以上です。

- 委員（荻原哲也君） ありがとうございます。

実は私も最初の5月の説明会にもちょっとお邪魔させていただきまして、そのとき頂戴した進捗からしますと、令和9年10月の完成を目途にというようなお話があったのですが、実際、予定が大分後ろのほうに送られていく状況があるのですが、何かその原因というかは、もしお分かりでしたらお願いいたします。

- 委員長（飯島孝也君） 手を挙げて指名してから質問していただきますようお願いいたします。

土屋環境課長。

- 環境課長（土屋典子君） 現時点なのですが、県有林における事業となりまして、そこから出る残土の処理が県のほうで、どこにするべきかというのを検証しているところで、それにおいて工事が延期となりましたことから、当然、運用開始も遅れているという状況です。

また3月に説明会がございますので、そのときにまた確認をしてみたいと

思います。

- 委員長（飯島孝也君） 萩原委員。
- 委員（萩原哲也君） ありがとうございます。

また来年3月の説明会の状況等を教えていただけると助かります。どうぞよろしくをお願いします。

- 委員長（飯島孝也君） この件に関してほかにございますか。
(発言する者なし)

- 委員長（飯島孝也君） 次の質問に移ります。

子育て支援課、渡邊委員、お願いします。

渡邊委員。

- 委員（渡邊敬介君） 過去にも質問があったかと思いますが、食と安全の観点からもう一度お聞きしたいのですけれども、放課後児童クラブにおきまして、長期休みの間に食事の提供ができないかということをお聞きしたいです。これに関しましては、各家庭の経済格差の問題であったり、また食のセーフティーネットという観点から、ぜひお聞かせいただければと思います。
- 委員長（飯島孝也君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えさせていただきます。

現在、長期休暇中の児童クラブにおきましては、児童にお弁当持参をお願いしているところです。一方で、昼食の提供が保護者の皆様の負担軽減や利便性の向上につながるという点については十分理解しているところでございます。

昼食の提供に関しましては、本年7月に開催された本市児童クラブ運営委員会において、委員から、夏休み期間中の児童クラブでは子どもが楽しみにしているお昼ご飯が画一的になってしまう。お弁当を通じて保護者の愛情が通じることができる、家庭とのつながりを大事にしたいといったご意見をいただいたところです。昼食提供の実施に当たりましては、食物アレルギーのきめ細かな配慮、児童クラブにおける発注業務体制の整備、さらには配膳に関わる適切な対応など、管理運営面において多くの課題がございます。

本年6月の定例会の佐藤議員のご質問でお答えしているところでありますが、こうした状況を踏まえ、現時点においては、市として昼食の提供を実施することは困難であると判断しております。

- 委員長（飯島孝也君） 渡邊委員。
- 委員（渡邊敬介君） こども家庭庁のほうでも、やはり茨城県の境町では学校給食センターを活用した事例もございまして、もう一度ご検討いただけるようお願いしたいのと、やはり各家庭のお弁当、確かに愛情がこもっているお弁当が一番いいと思うのですが、格差の問題が出てくる可能性もございしますので、ぜひ一度検討していただければと思いますので、よろしくをお願いします。
- 委員長（飯島孝也君） よろしくをお願いします。
ほかにこの件についての質問はございませんか。
(発言する者なし)
- 委員長（飯島孝也君） この件に関する質疑を打ち切ります。
観光商工課の質問に移ります。
渡邊委員。
- 委員（渡邊敬介君） チャレンジショップにつきまして、現状の成果や進捗等を教えていただければと思います。
- 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

チャレンジショップにつきましては、本市内で起業、創業を目指す方が地域における商業活動に参入しやすい環境をつくり、本市のにぎわいの創出及び地域の活性化に資するため、令和5年8月から設置をされております。

所在地は塩山上於曾1106番地であり、すぐその旧ひかわや、おもちゃ屋さんの跡地を借用して設置をしております。区画をA、Bの2つに分け、貸付料は月1万円プラス電気料、上下水道料となっており、最長2年間の貸出しとなっております。

本年9月まで株式会社ジブラボがコワーキングスペースとして2区画を使用しておりました。この事業はコワーキングスペースでございしますが、ここから派生した移住者を中心としたコミュニティの運営や甲府市内のコワーキングスペースとの連携などを行っていただいております。

代表者の方にお話を伺いますと、このチャレンジショップ事業がなければ甲州市に目を向けることはなかったということはおっしゃられてございました。このチャレンジショップの2年間の借受けが終わった後、現在は、この株式会社ジブ

ラボさんは事業を廃止されたり、本市から転出されることなく、塩山駅周辺において新たに事務所を借りられ、事業活動を展開されております。

さらに現在のチャレンジショップにつきましては、ここで新たな出店者が決定いたしましたので、この事業者がローカル・アンド・クラフトのセレクトショップを行う予定でありまして、年明けの開業に向けて準備中でございます。オープンした際には、市役所のすぐそばでありますので、ぜひ議員の皆様にお立ち寄りいただければと考えております。

現在のところ新たな出店者やチャレンジショップから市内での開業など、本市のにぎわいの創出や地域の活性化に資するための事業として成果が出つつあるというふうに考えております。

- 委員長（飯島孝也君） 渡邊委員。
- 委員（渡邊敬介君） とてもよい事例になっているかと思えます。それに関しまして何か広報的なもので発信するとかのお考えとかございますか。
- 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

先ほど申しましたようにチャレンジショップで挑戦された方がそのまま市内に残って事業を継続されております。また新たに、今度そのセレクトショップをされる方は甲府の方ですけれども、新たにチャレンジショップを使って、駅周辺の活性化を行っていただいておりますので、できればマスコミ等で取り上げていただけるよう働きかけをしていきたいというふうに考えております。

- 委員長（飯島孝也君） よろしいですか。もう一個もまだ募集中ですか。

林観光商工課長。

- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

まだ決定はしていませんが、今お申込みはいただいている状況ですので、商工会等と内容を確認して、面談等を行っていきたいと考えております。

- 委員長（飯島孝也君） この件に関する質問を打ち切ります。

続いて、渡邊委員ですね。お願いします。

渡邊委員。

- 委員（渡邊敬介君） 本市の主力産業の一つである観光業で、そのうち山岳観光について確認いたします。

登山は若い人から年配の方まで幅広い層が楽しむイベントとなっております。
そこで幾つか確認いたします。

一つ目は、今シーズンの客数、うちインバウンドが何%になっているのか。それに伴い、駐車場の利用状況などを教えてください。

- 委員長（飯島孝也君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

山岳観光の現状についてという通告をいただいておりますので、お答えをさせていただきますが、まず、今シーズンにおける山岳観光の入り込み客数や駐車場の状態ですが、入り込み客数については、今シーズンの集計がまだ終わっておりませんので、直近の数字としまして、山小屋、民宿等の利用者が令和6年1月から12月につきましては1万6,819人、その前年の令和5年が1万2,372人となっております。コロナ禍以降、毎年回復傾向、上昇傾向にございまして、登山客数は年々増加しております。

また、甲斐大和駅から上日川峠に向かうバス、大菩薩上日川峠線につきましては、例年4月中旬から12月中旬まで運行されておりますが、こちらも昨年の乗車人数でございまして、3万5,480人でございまして、今年は、運行会社に確認しましたところ、同程度の乗車人数とのこととございます。

続いて、上日川峠の駐車場の利用台数につきましては、今年の4月下旬から12月上旬まで、土日祝日につきましては、こちらで交通整理誘導員を置いてございますので、そちらでカウントさせてございますが、その結果が1万4,358台でございまして、昨年同時期が1万2,720台でございまして、こちらも増加傾向にございます。

駐車場の利用台数につきましては、2シーズンとも紅葉シーズンの利用が一番多く、その次はゴールデンウィークとなっております。

また、本市の山岳観光における情報発信につきましては、市の観光協会のホームページやSNSでありますブログ、インスタグラム、X等による発信事業を行っておりまして、内容はツツジの開花等の草花などの情報や紅葉情報などを発信してございます。

大菩薩観光協会との協力体制によりましてイベント実施につきましては、今年度は大菩薩ファミリートレッキングを7月31日に実施いたしまして、40名の親子連

れにご参加いただき、大菩薩観光協会のメンバーがガイドを務め、大菩薩の雄大な自然を満喫していただいたところでございます。

昨今の情報としまして、大菩薩観光協会の会長にお話を伺ったところ、コロナ禍以降、山を訪れる登山者は回復傾向にあるが、全国的に熊のニュースがにぎやかになりました先月11月ぐらいから、昨年と比べますと一、二割程度登山者が減ったように感じているというところでございました。

さらに登山道の整備関係につきましては、市で管理を行っております登山道は、全て県から借受けをしており、下草刈りや案内板修繕などの登山道整備などは大菩薩観光協会へ委託し実施するとともに、市の担当職員が見回りを行うなどして、登山道の維持管理に努めております。

また、公衆トイレにつきましては、先ほど23か所あるとお話ししましたが、その多くが山にございますので、シルバー人材センターや山小屋の管理者による清掃、また委託業者による浄化槽の清掃や管理、くみ取り業務を行っており、湯ノ沢峠及び将監峠のバイオトイレについても保守点検を実施するなど、登山者に対する環境整備を行っているところでございます。

さらに5月から11月のシーズン中は、千石茶屋付近とすずらん荘付近に仮設トイレを設置し、登山者の利便性の向上に努めております。

また、今年度のトイレ整備の工事関係としましては、将監峠バイオトイレスクリーン取替え工事をもう既に実施をしております。また、唐松尾根分岐公衆トイレの外壁の塗装工事を年度末までに行う予定で準備を進めてございます。

駐車場の整備につきましては、今年度、既に上日川峠ロッヂ長兵衛前の上日川峠第1駐車場のフェンスの改修、さらに200メートルほど奥に行きました第3駐車場の区画整理を含めた整備を実施し、来訪者が安全・安心に登山を楽しむことができるよう環境を整えております。

そのほか、県が実施主体ではありますが、大菩薩の森にあります富士山が見える展望広場への木道が数か所、朽ちて危険な状態でありましたので、先月、山梨県が木道の一部を撤去し、登山客の安全確保を図ったところでございます。

なお、先ほどインバウンドについてもご質問ございましたが、外国人登山客の正確な数はつかめておりません。申し訳ございません。

以上です。

- 委員長（飯島孝也君） この質問については打ち切ります。

続きまして、農林振興課です。

渡邊委員。

- 委員（渡邊敬介君） それでは、MORIKATSUについて、成果と課題をお願いいたします。
- 委員長（飯島孝也君） 有賀農林振興課長。
- 農林振興課長（有賀 博君） お答えいたします。

令和7年11月16日に森と人をつなげるプロジェクト実行委員会主催による、また、市は後援として、MORIKATSUが開催されました。市としましては、森林環境譲与税を活用する形で、公益財団法人オイスカ山梨支部に木育事業を委託して、森の積み木と木のおもちゃ広場の開催を通じて、イベントの協力を行いました。

木育事業の内容といたしましては、遊ぶことを通じて地域の森林や木材への親しみ、関心を高めることを目的に、4歳から小学校6年の子どもたちとその保護者を対象に、ワークショップを計3回開催しました。いずれも定員の30名に達しました。また、自由に遊べる木のおもちゃ広場での利用者を含めると約200名の参加状況であり、親子で作品作りに取り組み、木材の温かみや創造性を体験し、盛況であったと認識をしております。

また、今年度は開催日の前の週から周辺で熊の目撃情報などがあったことから、主催者側と協議を行いまして、山際に出店予定であったお店の配置をグラウンド側に変更するなどの安全対策を施した上での開催となりました。

成果としましては、主催者側からは、森林・林業を分かりやすく伝えられた、親しみやすいことが実現できた、地域資源、森林や人材を生かした取組ができた、とおっしゃっているのですが、その一方で、一過性のイベントに終わらせず、研修や就業、移住相談へとつなげる仕組みづくりを今後していきたいとこちらのほうに報告がありました。主催者側の発表によりますが、イベントの総参加者数は約2,000名でありました。

以上です。

- 委員長（飯島孝也君） 渡邊委員。
- 委員（渡邊敬介君） ありがとうございます。

実際、MORIKATSUというのは、やはり林業に関わる大きなイベントと認識しているのですけれども、今回、後援ということで関わられたと思うのですが、農林振興課としては、このイベントを通じた中で林業にどのようにこれから貢献しようと思っているのか。また、このイベントを通じて独自に何かを生み出そうとしているかをお聞かせいただければと思います。

- 委員長（飯島孝也君） 有賀農林振興課長。
- 農林振興課長（有賀 博君） お答えします。

今回のイベントを通じてではないのですが、子どもたちには子どもの頃からそういう、木に親しんだりという意味で今年度、市内の保育園に積み木をお配りして、そういった機会を増やしています。

林業の担い手についてなのですが、非常に不足しておりまして、市内に10社程度、林業業者がいらっしゃると思うのですが、ほぼ2人とか3人という形で今、仕事のほうをしていらっしゃいます。そういった中、市としましては、本年度から安全装備や夏の装備に対する補助金をお出ししたり、このMORIKATSUのイベントの中で、農林大学校も来ていましたので、その卒業生が市内の森林組合とか林業業者のほうに就職できるような手だてが今後できればと思っているところです。

以上です。

- 委員長（飯島孝也君） この質問については以上で打ち切らせていただきます。
続いて、有賀委員。
- 副委員長（有賀公子君） お願いします。

剪定枝についてお聞きしたいのですが、この地域ならではかもしれませんけれども、剪定した枝を燃やすという作業があると思うのですけれども、特に私たち女性は洗濯物を外に干すのですね。そうすると、やはり臭いがどうしてもつくというお話は、私は大和なのでそういう方が地域にいらっしゃらないのですが、そういうお声をお聞きしたことがあるので、そういったお声が市にも届いているのかなというのをまずお聞きしたいです。

- 委員長（飯島孝也君） 有賀農林振興課長。
- 農林振興課長（有賀 博君） お答えします。

農家が行う野焼きにつきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によっ

て、例外として認められております。農家は農地や果樹園の管理に伴い、野焼きを実施しておりますが、実施の可否や時間等につきましては、天候や作業条件等に左右されることから、一律に時間を区切って実施するという事は困難ではないかと思えます。

そのため市といたしましては、風向きや周辺状況に留意し、生活環境への影響が生じないように、農家、農業関係者の配慮をこれからも求めていきたいと思えます。

以上です。

○ 委員長（飯島孝也君） 有賀委員。

○ 副委員長（有賀公子君） ありがとうございます。

そもそもされる方がご近所の方に今日は燃すよとか、何かそういうお声がけをしていただけると一番いいのかなと思えますけれども、そういかない場合もあると思えますので、ちょっと促していただくとか、何かそういうことをしていただけるとありがたいのかなというふうに思えますので、よろしく願いいたします。

○ 委員長（飯島孝也君） この質問については打ち切ります。

萩原委員。

○ 委員（萩原哲也君） 私からなのですがけれども、昨日の丸山議員の一般質問の中で、世界農業遺産についての質問がありました。その際の答弁の中で、世界農業遺産の関係の外部評価というお話もあって、それに対する答弁もあったわけですが、もう少しその状況のほうをお聞きしたいと思って質問させていただきました。

まず、その外部評価なのですが、どういった方がメンバーとして参加されているのか。また、評価項目というのは、第2期の保全マニュアルの策定というふうなお話もありましたので、そういった部分の関わる項目以外にも多岐にわたるのかというところをもう一つお伺いしたいと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

○ 委員長（飯島孝也君） 有賀農林振興課長。

○ 農林振興課長（有賀 博君） お答えいたします。

これまで峡東地域の世界農業遺産推進協議会におきましては、令和4年の認定以来、2回ほど外部評価と専門家会議による評価をいただいております。

専門家会議のモニタリングにつきましては、農林水産省が主催するものでして、農林水産省のほうから依頼された方たちがモニタリングを行う形で評価を受けました。令和5年11月にこの評価を受けております。その中で、評価としまして、この地域についての評価になりますが、地域の農業遺産の保全活動がおおむね適切に行われていることが確認できた。今後も引き続き活動を維持されたいというような評価をいただいております。

続きまして、外部評価ですが、こちらは協議会が独自で受けた評価になりますが、今年の3月27、28日に、現地のほうに来ていただきまして、評価を受けたところです。

こちらにつきましては、昨日の丸山議員の一般質問の中でもお答えさせていただいたのですが、地域おこし協力隊などの若い世代が頑張っていることとか、農業遺産の認知度を向上させるための見える化が重要である等の評価をいただいたところです。世界農業遺産の地域の多くが農業遺産の停滞に悩んでいる中で、この地域についてはシャインマスカット等のおかげもあって、農業生産が今のところ好調である。また、後継者の確保や新規参入もそれなりにうまくいっているというような評価をいただいたところであります。

以上でございます。

- 委員長（飯島孝也君） 萩原委員。
- 委員（萩原哲也君） ありがとうございます。

外部評価の内容というものについて見ても、おおむね良好というのでしょうか、今、現状についての評価も確認できましたし、ただ、この評価という部分を聞く中で、子ども議会等でも世界農業遺産のまちづくりということで取り組んだような経過もありますし、ぜひその評価をもう少し詳しく確認するとすれば、何かそういう資料のところにアクセス等はできるのでしょうか。

- 委員長（飯島孝也君） 有賀農林振興課長。
- 農林振興課長（有賀 博君） お答えいたします。

こちらにつきましては、国の専門会議の結果につきましては農林水産省のほうのホームページから確認ができます。また、外部評価につきましても、評価をいただいた先生のホームページのほうから確認が取れますので、後ほどアドレス等を送る形でよろしいでしょうか。お願いします。

以上です。

- 委員長（飯島孝也君） 萩原委員。
- 委員（萩原哲也君） 承知しました。ありがとうございます。確認いたします。
- 委員長（飯島孝也君） 後でURLをお知らせください。お願いします。

この件の質問については以上で打ち切ります。

続いて、建設課です。私のほうから2件。

柏尾交差点の改良構想の進捗について伺います。

もう一点、市道や県道の整備計画、現状の工事中の進捗状況で主なものということでお答えをお願いいたします。

野田建設課長。

- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

まず、柏尾交差点の改良事業につきましては、事故防止、渋滞対策の観点から、県による調査が現在行われております。交差点の概略や測量、国土交通省、警察の事前協議が現在行われているということでありますので、当課におきましては、事業化に向けて進捗しているという認識でいるところであります。

また、県道の整備につきましては、現在、国道411号で勝沼拡幅、それから上萩原の御屋敷工区、一ノ瀬高橋工区、裂石工区等、現在同時進行中であります。主要地方道塩山勝沼線、三日市場工区についても順調に進捗しておるところであります。

次に、市道ですが、西広門田33号線改良事業と藤木45号線につきましても、現在用地交渉等を進めている状況であります。

また、今後の計画ですが、松里果実組合隣接の三日市場8号線と勝沼健康福祉センター入り口の休息11号線、それからナフコから重川に向かう下塩後22号線につきましては、今後事業化へ向けて取り組んでいるところであります。

以上です。

- 委員長（飯島孝也君） この件に関してほかの委員から質問ありますか。
(発言する者なし)
- 委員長（飯島孝也君） この質問については以上で打ち切ります。

続いて、ぶどうの丘です。

渡邊委員。

- 委員（渡邊敬介君） ぶどうの丘の管理者の業務内容、また待遇、不在時の違いをご説明ください。
- 委員長（飯島孝也君） 坂本ぶどうの丘支配人。
- ぶどうの丘支配人（坂本 豊君） お答えいたします。

ぶどうの丘事業管理者の業務内容につきましては、地方自治法第153条第1項の規定に基づき、甲州市長の権限に属する事務の一部を甲州市ぶどうの丘事業管理者に委任する規則によって実行されているものとなります。中でも当施設の経営強化につながる事業全体の調整及び施設整備、また、対外的な営業活動、さらに職場環境の再編など、行政的な管理能力に加え、民間的な経営感覚を用いた事業展開に向けた業務を行っているところでございます。

待遇につきましてはですが、甲州市ぶどうの丘事業管理者の給与、旅費及び勤務時間その他勤務条件に関する条例に則って勤務をいただいているというところが実情になっております。

もう一点、不在時との違いということですが、そちらにつきましては、本年4月より前田管理者が任命され、新体制のもと、事業運営を努めてまいりました。特に本年度は開館50周年の節目であり、また多様化の観光ニーズ、さらには物価高騰による費用面の見直しなどに順応する迅速な意思決定と専断的な経営判断が求められたという状況でございます。

任命早々、私支配人と共に、売上げ目標の課題に供する部署長会議と、それに基づき具体的に戦術指示をしていただくセクション会議を新たに設けたところでございます。これにより数値に基づくPDCAサイクルがより機動的にかつ効果的になり、各部署における責任所在が明確化されました。

また、対外的なトップセールスを行うことで、PRに存在感が高まり、商談先からの信頼性、好感度等が向上し、商談における交渉力が各段に強化されました。客観的な結果ではありますが、新たに事業管理者を設置した本年11月時点の収益につきましては、昨年度と比べ3,500万円ほどの増収という実績を残しているところでございます。こちらにつきましても現場最高責任者が常時いただけているという状況ならではのマネジメントの成果だと考えております。

- 委員長（飯島孝也君） では、ほかに質疑はございますか。
(発言する者なし)

○ 委員長（飯島孝也君） その他の件についての発言を打ち切ります。

以上で厚生経済常任委員会を散会いたします。

副委員長に挨拶をお願いいたします。

○ 副委員長（有賀公子君） 皆様、長時間お疲れさまでした。

以上をもちまして、厚生経済常任委員会を終了いたします。

〔散会 午後1時47分〕